

参加無料

カスタマーハラスメント 対策セミナー

11.10（火）

14:00-16:00

現場で迷わない。組織で守る。
お客様対応の基本と、企業としての備えを学びます。

長泉町では、令和8年4月1日に「長泉町カスタマーハラスメント防止条例」が施行されました。また、同年10月1日からは、すべての事業主にカスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられます。従業員を守りながら適切に対応するには、個人任せにしない判断基準と組織的な体制づくりが重要です。本セミナーでは、カスタマーハラスメントの基礎から、初動対応、記録、社内連携までを実務に即して学びます。

日時 2026年11月10日（火）14:00～16:00

定員 50名

会場 コミュニティながいずみ 第1会議室（長泉町下土狩1283-11）

駐車場は近隣の有料駐車場をご利用ください。
長泉町営駐車場をご利用の方は、1時間無料で駐車場をご利用いただけます。

講師



南谷幸子氏

静岡キャリア形成支援協同組合
一般社団法人careerCs
代表理事

人材育成や人材確保に20年以上携わり、これまで3,000社以上の企業を支援してきた実績があります。企業の現場課題に応じた研修プログラムを企画・実施し、幅広い分野における人材育成を支援しています。令和8年10月から、事業主にカスタマーハラスメント防止措置が義務化付けられることを踏まえ、幅広い業種の方に向けて、現場で役立つ実践的な対策方法を分かりやすくお伝えします。

講演内容

プログラム内容

- 長泉町カスタマーハラスメント防止条例から学ぶ、カスハラ防止の基本
- カスハラとは？ 正当なクレームとの違いと判断のポイント
- 現場で迷わない初動対応と、対応を切り上げる判断について
- 記録・報告・引継ぎと組織対応
- 事例から考える「こんなとき、どう対応する？」

お申込み WEBフォーム または FAX（裏面の参加申込書）でお申込みください。

申込締切 11月4日（水）

お問い合わせ TEL 055-926-8220 FAX 055-926-8230

静岡県中小企業団体中央会東部事務所（沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館4階）

担当：吉川・小平



【主催】長泉町

【運営】静岡県中小企業団体中央会東部事務所

静岡県中小企業団体中央会 東部事務所 行

FAX 055-926-8230

必要事項をご記入の上、FAXまたは中央会ホームページより
お申込みください。

(右記のQRコードからもアクセスできます)

<https://www.siz-sba.or.jp/s/seminar/detail.html?CN=39641>



企業名	
業 種	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 卸売業 ☐ サービス業 ☐ 小売業 ☐ その他（ ）
所在地	
電話番号	
メールアドレス	
参加者役職・氏名 1	役職／ 氏名／
参加者役職・氏名 2	役職／ 氏名／
参加者役職・氏名 3	役職／ 氏名／

〈備考欄〉講師へのご質問や、特に知りたい内容がございましたらご記入ください。

--

ご記入いただいた情報は、本セミナーの運営・連絡の目的にのみ使用します。